

## 2012年3月期第1四半期に係る四半期報告書作成上の留意事項

2012年3月期第1四半期から、「四半期財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第12号 平成23年3月25日最終改正)及び「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第14号 平成23年3月25日最終改正)が適用されます。また、本改正に伴い、四半期連結財務諸表規則や企業内容等の開示に関する内閣府令等が改正され、四半期報告制度が全般的に簡素化されています。主な改正内容は下記3点です。

- ・第1及び第3四半期における四半期(連結)キャッシュ・フロー計算書の開示を省略することができるようになった
- ・四半期(連結)会計期間に係る四半期(連結)損益及び包括利益計算書又は四半期(連結)損益計算書及び四半期(連結)包括利益計算書(以下、四半期連結損益計算書という)の開示が任意となった
- ・注記事項が大幅に簡素化された

そこで、本稿では2012年3月期第1四半期に係る四半期報告書作成上の留意事項を、主要な改正点を中心に解説します。なお、2012年3月期第1四半期決算の留意事項については、前号Monthly Reportをご参照ください。

本稿の意見に関する部分は、筆者の個人的な見解であることをあらかじめお断りします。

### 1. 【企業の概況】から【提出会社の状況】まで

#### (1) 【企業の概況】【主要な経営指標等の推移】

【経理の状況】において、四半期連結会計期間(3ヵ月)に係る四半期連結損益計算書を開示しない場合は、四半期連結会計期間及び前年同四半期連結会計期間の情報の開示が不要となりました。ただし、1株当たり四半期純損益金額については、四半期連結会計期間(3ヵ月)の情報も記載します。

第1四半期及び第3四半期の【経理の状況】において、四半期連結キャッシュ・フロー計算書を任意に開示した場合は、「営業活動によるキャッシュ・フロー」、「投資活動によるキャッシュ・フロー」、「財務活動によるキャッシュ・フロー」、及び「現金及び現金同等物の四半期末残高」を記載します。

なお、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」を適用し、過去の財務諸表を遡及修正した場合には、主要な経営指標等の推移についても遡及修正を行い、その旨を記載することとされています。

#### (2) 【企業の概況】【事業の内容】

従来は、四半期連結会計期間において、提出会社及び関係会社において営まれている事業の内容について重要な変更があった場合、及びセグメント情報の区分を変更した場合にその旨を記載していましたが、改正後は、記載対象期間が四半期連結累計期間に変更されました。

(3)【企業の概況】【関係会社の状況】

従来は、四半期連結会計期間において、関係会社に異動があった場合にその旨を記載していましたが、改正後は、項目ごと記載が不要となりました。

(4)【企業の概況】【従業員の状況】

従来は、四半期連結会計期間の末日の従業員数を記載し、四半期連結会計期間において従業員数に著しい増減があった場合にその内容等を記載していましたが、改正後は、項目ごと記載が不要となりました。

ただし、四半期連結累計期間において従業員数に著しい増減があった場合には、その事情と内容をセグメント情報に関連付け、第2【事業の状況】3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】に記載することとなりました((7)参照)。

(5)【事業の状況】【生産、受注及び販売の状況】

従来は、四半期連結会計期間の生産、受注及び販売の状況について記載していましたが、改正後は、項目ごと記載が不要となりました。

ただし、四半期連結累計期間において生産、受注及び販売の実績に著しい変動があった場合には、その内容を第2【事業の状況】3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】の項目に記載することとなりました((7)参照)。

(6)【事業の状況】【事業等のリスク】

従来は、四半期連結会計期間において事業等のリスクに重要な変更があった場合にその旨及びその具体的な内容を記載していましたが、改正後は、四半期連結累計期間において事業等のリスクに重要な変更があった場合にその旨及びその具体的な内容を記載することとなりました。なお、将来に関する事項を記載する場合の判断時点が、四半期報告書提出日現在から、四半期連結会計期間の末日現在に変更されている点にも留意が必要です。

(7)【事業の状況】【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

従来は、四半期連結会計期間におけるセグメント情報ごとの業績の状況及びキャッシュ・フローの状況についての比較・分析、対処すべき課題、並びに研究開発活動の金額を記載していましたが、改正後は、記載対象期間が四半期連結累計期間に変更されました。また、第1四半期及び第3四半期において四半期連結キャッシュ・フロー計算書を作成しない場合は、キャッシュ・フローの状況に関する分析・検討内容の記載が不要となりました。

さらに、四半期連結累計期間において、従業員数に著しい増減があった場合((4)参照)、生産、受注及び販売の実績について著しい変動があった場合((5)参照)、並びに主要な設備に著しい変動や変更があった場合((8)参照)に、その内容等について記載することとなりました。

なお、将来に関する事項を記載する場合の判断時点が、四半期報告書提出日現在から、四半期連結会計期間の末日現在に変更されている点にも留意が必要です。

(8)【設備の状況】

従来は、四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動があった場合等にその内容等を記載していましたが、改正後は、項目ごと記載が不要となりました。

ただし、四半期連結累計期間において、主要な設備に著しい変動や変更があった場合には、その内容を第2【事業の状況】3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】に記載することとなりました((7)参照)。

(9)【提出会社の状況】【株式等の状況】新株予約権等の状況

従来は、新株予約権又は新株予約権付社債を発行している場合に所定の事項を記載していましたが、改正後は、新株予約権又は新株予約権付社債を当四半期連結会計期間に発行した場合に所定の事項を記載することとなりました。

(10)【提出会社の状況】【株式等の状況】行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等

従来は、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等を発行している場合に所定の事項を記載していましたが、改正後は、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等を当四半期連結会計期間に発行した場合に所定の事項を記載することとなりました。

(11)【提出会社の状況】【株式等の状況】ライツプランの内容

従来は、買収防衛策の一環として新株予約権を発行している場合に所定の事項を記載していましたが、改正後は、買収防衛策の一環として新株予約権を当四半期連結会計期間に発行した場合に所定の事項を記載することとなりました。

(12)【提出会社の状況】【株式等の状況】大株主の状況

従来は、第1四半期及び第3四半期において大株主に異動があった場合にその旨を記載していましたが、改正後は、第1四半期及び第3四半期の大株主の異動の記載が不要となりました。この場合、大株主の状況の項目自体は削除せず、第1四半期又は第3四半期であるため記載事項がない旨を記載することになると考えられます。なお、第2四半期については特に変更はありません。

(13)【提出会社の状況】【株価の推移】

従来は、四半期連結累計期間の情報を記載していましたが、改正後は、項目ごと記載が不要となりました。

(14)【提出会社の状況】【役員の状況】

従来は、前事業年度の有価証券報告書提出後、当四半期報告書提出日までの役員の異動についてその旨を記載していましたが、改正後は、前事業年度の有価証券報告書提出後、当四半期連結累計期間において役員の異動があった場合にその旨を記載することとなり、記載の対象期間が変更されました。

## 2.【経理の状況】

### (1) 四半期連結損益計算書

四半期連結会計期間(3ヵ月)に係る四半期連結損益計算書は開示が不要となり、任意で開示することは可能という取扱いとなりました。なお、任意で四半期連結会計期間(3ヵ月)に係る四半期連結損益計算書を開示する場合、【経理の状況】の冒頭部分にその旨を記載しなければならない点に留意が必要です。

四半期連結会計期間(3ヵ月)に係る四半期連結損益計算書を任意で開示する場合、年度内の開示の首尾一貫性を確保する観点から、第1四半期より行うこととされています。一方、年度間の継続性については特段規定が設けられていないため、財務諸表作成者のディスクロージャー・ポリシーに基づいて対応することとなりますが、継続性の観点からはみだりに変更することは望ましくないと考えられます。

四半期連結会計期間(3ヵ月)に係る四半期連結損益計算書について、前年度における対応する四半期においては開示を行わず、当四半期から開示を行う場合、前年度における対応する期間の開示は要しないこととされています。ただし、比較情報(前年度における対応する期間)としての有用性を勘案し、財務諸表利用者の開示ニーズも踏まえ、公認会計士又は監査法人によるレビュー手続を経たうえで、財務諸表作成者が任意で開示することを妨げるものではないと考えられます。

なお、当第1四半期から、前連結会計年度の対応する四半期連結累計期間に係る四半期連結包括利益計算書について作成することになる点にも留意が必要です。

### (2) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書

第1四半期及び第3四半期の四半期連結キャッシュ・フロー計算書は開示が不要となり、任意で開示することは可能という取扱いになりました。なお、任意で第1四半期及び第3四半期に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書を開示する場合、【経理の状況】の冒頭部分にその旨を記載しなければならない点に留意が必要です。

第1四半期及び第3四半期において四半期連結キャッシュ・フロー計算書の開示を行わない場合は、キャッシュ・フローの状況を把握するのに資する代替的な情報として、重要な非資金損益項目のうち、連結貸借対照表及び連結損益計算書より推計することが困難な有形固定資産及びのれんを除く無形固定資産の減価償却費及びのれんの償却額について、注記による開示が求められることとなりました。なお、当該のれんの償却額には、平成20年改正「企業結合会計基準」の適用前に実施された企業結合に係る負のれんの償却額が含まれることに留意が必要です。また、四半期連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の四半期連結累計期間末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係も、第1四半期及び第3四半期に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書の開示を行わない場合は、注記を要しないこととなりました。

第1四半期及び第3四半期に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書の開示を行う場合は、年度内における首尾一貫性を確保する観点から、第1四半期より行うこととされています。ただし、大規模な企業結合などにより第3四半期における開示を行うことが実務上困難となり、年度内における首尾一貫性を維持できない場合には、その旨及びその理由を注記しなければなりません。年度間の継続性や比較情報については、四半期連結会計期間(3ヵ月)の四半期連結損益計算書の取扱いと同様となっています。

### (3) 四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更

従来、「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」として、連結の範囲に関する事項の変更、持分法の適用に関する事項の変更、連結子会社の事業年度に関する事項の変更、開示対象目的会社に関する事項の変更、会計処理基準に関する事項の変更、四半期連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲の変更、及び表示方法の変更を記載していましたが、改正後は、連結の範囲又は持分法の適用範囲について重要な変更を行った場合に、その旨及び変更の理由を記載することとなりました。

なお、会計方針の変更を行った場合、会計上の見積りの変更を行った場合、及び過年度財務諸表を遡及修正し、修正再表示を行った場合は、「会計方針の変更等」として記載することとなりました。

### (4) 簡便な会計処理

従来、簡便な会計処理として記載していた事項については、そもそも財務諸表利用者の判断を誤らせないものに限り認められているものであるため、項目ごと記載が不要となりました。

### (5) 四半期連結貸借対照表関係の注記

主に以下の点が改正されています。

- ・たな卸資産を一括掲記した場合に求められていた内訳の注記が省略可能(第1四半期及び第3四半期のみ)
- ・減価償却累計額を資産の金額から直接控除し、控除残高を表示した場合に求められていた減価償却累計額の注記が不要
- ・担保に供されている資産について、事業の運営において重要性があり、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がある場合に求められていた注記が不要
- ・同一の工事契約に係るたな卸資産及び工事損失引当金がある場合に求められていた注記が不要
- ・新株申込証拠金関係の注記が不要

### (6) 四半期連結損益計算書関係の注記

主に以下の点が改正されています。

- ・販売費及び一般管理費を一括して記載した場合の内訳の注記が不要(第1四半期及び第3四半期)
- ・法人税等の内訳を本表において区分掲記せず、一括掲記した場合の注記が不要

### (7) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係の注記

第1四半期及び第3四半期において四半期連結キャッシュ・フロー計算書を開示しない場合、現金及び現金同等物の四半期連結累計期間末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係の注記が不要となりました。なお、この場合には減価償却費及びのれんの償却額を新たに注記することとなった点に留意が必要です(2)参照)。

(8) 株主資本等関係の注記

従来記載していた発行済株式に関する注記、自己株式に関する注記、及び新株予約権等に関する注記が記載不要となりました。

(9) セグメント情報等の注記

従来記載していた四半期連結会計期間(3ヵ月)に係るセグメント情報が省略可能となりました。なお、四半期連結会計期間(3ヵ月)に係るセグメント情報の任意開示は、四半期連結会計期間(3ヵ月)に係る四半期連結損益計算書を開示する場合にのみ認められると考えられます。

(10) 金融商品関係の注記

従来は、金融商品が企業集団の事業運営において重要なものとなっており、かつ、四半期連結貸借対照表計上額その他の金額に前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められる場合に注記が要求されていましたが、改正後は、四半期連結貸借対照表計上額と時価との差額及び前連結会計年度に係る連結貸借対照表計上額と時価との差額に重要性が乏しい場合には、注記を省略できることとなりました。また、このような規定にかかわらず、金融機関等以外の会社の第1四半期及び第3四半期については、金融商品関係の注記を省略できることとなりました。

(11) 有価証券関係の注記及びデリバティブ取引関係の注記

金融機関等を除き、第1四半期及び第3四半期の注記が省略可能となりました。

(12) 企業結合等関係の注記

取得による企業結合が行われた場合(ただし、逆取得の場合を除く)、従来は、企業結合の概要や、被取得企業又は取得した事業の取得原価及びその内訳、並びに当該企業結合が当連結会計年度の開始日に完了したと仮定した場合の当四半期連結累計期間に係る四半期連結損益計算書に及ぼす影響の概算額等を記載することとされていましたが、改正後は、企業結合が当連結会計年度の開始日に完了したと仮定した場合の当四半期連結累計期間に係る四半期連結損益計算書に及ぼす影響の概算額の記載が不要となりました。

(13) 1株当たり情報の注記

1株当たり純資産額の注記が不要となりました。また、四半期連結会計期間(3ヵ月)に係る1株当たり四半期純損益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の注記が不要となりました。なお、四半期連結会計期間(3ヵ月)に係る1株当たり純損益金額の任意開示は、四半期連結会計期間(3ヵ月)に係る四半期連結損益計算書を開示する場合にのみ認められると考えられます。

(14) その他の注記

以下の注記については、項目ごと記載が不要となりました。

- ・ストック・オプション等関係の注記
- ・資産除去債務関係の注記
- ・賃貸等不動産関係の注記
- ・リース取引関係の注記

以上

太陽ASG有限責任監査法人

公認会計士 下川高史  
text : takafumi shimokawa